

平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 日本ハム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 末 澤 壽 一  
(コード番号 2282 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 コーポレート本部  
広報 I R 部長 中 島 茂  
(TEL 06-7525-3031)

## 新株予約権に係る発行登録及び発行登録の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の当社定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）において、「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本プランといいます。）の継続導入が承認されたことに伴い、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日付新株予約権の発行登録を取り下げたうえで、改めて本プランに基づき新株予約権の発行について発行登録（以下、「本発行登録」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 募集有価証券の種類 : 新株予約権証券
2. 発行予定期間 : 本発行登録の効力発生予定日から 2 年を経過する日まで  
(平成 27 年 7 月 3 日から平成 29 年 7 月 2 日まで)
3. 募集方法 : 新株予約権の無償割当て
4. 発行予定額 : 2.04 億円  
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額（無償）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。)

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において本プランの継続導入を決定し、本定時株主総会において本プランの継続導入につき議案として諮り、出席株主の皆様（議決権行使書による出席を含む）の議決権総数の過半数の賛同を得ました。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行う手続を定めており、大規模買付者が当該手続を遵守せず大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、対抗措置を発動しないと当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないおそれがあると認められるような場合には、当社が対抗措置の発動として一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行うこととしております。本発行登録は、本プランに定める手続にしたがって機動的に新株予約権の無償割当てを行うことを可能にするものです。

本プランの詳細については、平成 27 年 5 月 11 日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続導入に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上